

2019年3月

藤沼 傑

ARCASIA 建築家職能委員会 Committee on Professional Practice (ACPP)

建築家の広報について

フィリピン国マニラ市

2019年3月15日開催 委員会報告



1. 会議全体概要

今回の ACPP は、参加者はフィリピンを入れて 12 国、20 人。(インド、バングラデシュ、パキスタン、ネパール、マレーシア、ブルネイ、タイ、シンガポール、フィリピン、香港、中国、日本)。

会議の主題は各国における建築家の調達（設計者の選定）と建築家の広報について協議した。今回参加した殆どの国では、建築家の広報は各種規定類で禁止されている。主催者のフィリピンでは、建築士法に該当する建築家法の倫理規定において、建築家は一切宣伝してはならないと規定されている。建築家法に違反すると、最大 6 か月の刑事罰が科せられるとのこと。他方、現在は、インターネットや SNS 等の多用な媒体が普及したため、何処からが建築家の宣伝行為となるのか、判別が難しい。フィリピンの倫理規定は約 50 年前に定められ、現代のメディアに対しては、判断する人の裁量の余地が大きくなってしまっている。そのため、現法規の各種文章のままだと、建築審査会の裁量で、建築家が刑事罰に課せられる可能性があるということ、弁護士から忠告を受けている。

そのため、建築家の倫理規定を改正して、時代に即した宣伝規定を議論してきたが、フィリピン国内の高齢建築家と若手建築家とで意見が分かれてしまい、改定作業が進まない状況が続いている。そのため、今回の ACPP で、各国の状況や意見を聞き、倫理規定の改正作業を進めることが、フィリピン建築家協会 UAP が今回 ACPP 委員会を主催した主な理由だった。

ACPP 会議の後に、UAP が建築家の広報についてフォーラムを開催。高齢の建築家、弁護士、若手建築家がプレゼンテーションをして、建築家の宣伝は原則として許可すべきであるが、何らかの規制も必要という意見を述べた。

これを受けて、フィリピン建築家審査会会長の Robert Sac 氏は、UAP 会長に対して、3 か月以内に建築家倫理規定の改定案を建築家審査会に上告するように要請した。このように、国内の法改正を支援することもアルカジアの国際委員会の役割でもあることを今回実感した。

今回の ACPP 会議は、UAP が会議費用及び翌日のエクスカージョン費用も全て負担している。前日到着の夕食から出発日の朝食まで、8 食、3 泊を全負担しており、各国代表者の負担は一切ない。協賛企業はメインが塗料メーカー Davies で、この Davies のみが委員会で名刺交換を許されていた。準スポンサーは 4 社あり、5 社の宣伝が大会バックに含まれていた。今回は、建築審査会（政府機関）が全面的に支援し、観光省も後援している。そのため、空港での暖かい歓待を受けた。



空港での歓待

朝 4 時に到着したが、観光省派遣の職員が迎えに来てくれた。

また、最後に UAP 会長から各スポンサーに感謝状を ACPP 委員全員の前で授与する式典が開催された。この式典では、今回の大会準備に協力した UAP 会員と事務局の人にも、全員、ひとりずつ感謝状が授与された。また、各国の代表者にも出席証明と感謝状とが授与された。



このような配慮は、今後の JIA の運用に参考となる。

式典は夜 8 時半から

協賛企業、大会準備委員会の全ての委員、および各国代表に感謝状が一人ずつ授与された。準備委員会委員長、政府建築審査会会長、UAP 会長。

2. 各国の主な報告事項は下記の通り。

1) バングラデシュ

近年の協会 IAB の活動

- ・ CPD 教育を開始した
- ・ 最低限設計料を発表した
- ・ 設計事務所に入社する建築学科生徒の最低初任給を発表した
- ・ 建築家の倫理規定を発表した
- ・ 設計者選定についてのガイドラインを公表した
- ・ 設計契約関連図書を発表した
- ・ CAD/BIM ガイドライン及びグリーンビルディングガイドラインを作成準備中。

2) インド

建築家法倫理規定第 2 条で建築家の宣伝行為は禁止されている。プロジェクト資料、出版物、協会名簿などに名称を記載することのみ許可されている。

一般的には、客引きのような宣伝 (Solicitation) は建築家として相応しくないが、広報活動 (Promotion) は黙認されている。インターネット時代に適したガイドラインが必要と感じている

3) ネパール

建築家に該当する適切な現地語がまだ普及していない。インドからは **स्थपति Sthapati** が建築家だという指摘があったが、ネパールではこのサンスクリット語は建築家という意味では使われていない。言葉がないので、建築家が何をする職業なのか社会に理解されていない。建築家協会では政府との対話を始めている。また、建築学科での教育についても実務教育の充実について協議を始めており、ARCASIA 委員からの各種情報を期待している。

4) パキスタン

公共調達法では複雑な施設の場合は設計者を品質で選定し、入札で選定するものは単純な建物で業務内容が確定できるものとしている。建築家は設計瑕疵について責任があるが、責任範囲は設計料の人件費の 2 倍以内、かつ直接経費以上と規定されている。

建築家の宣伝に関しての規定はない。

外人は、建築士の仮免許を申請することができる。

5) ブルネイ

建築家の高齢化が進んでいる。設計事務所の給与が安いので若い人が設計に魅力を感じていない。

設計施工分離発注は政府が 7 割以上、小規模民間が 6 割以上、大規模民間は約 4 割。建築家主導の設計施工が政府は 2 割程度、民間でも約 25%ある。

CM方式は政府にはなく、民間でも1割程度となっている。

建築家の能動的宣伝は禁止 (solicitation) されている。広報による建築家の情報提供は可能。

現在、建築家協会 PUJA では、工事契約書のひな型を作成中。その後、設計契約を作成予定。

6) マレーシア

設計料は最低3.25% (基礎データはPAMホームページからDL可能)

公共工事は財務省に指名登録する。公共工事の殆どは特命随契で、コンペなどは少ない。設計料は基準通り支払われている。また、設計施工による発注も増えている。この場合、施工者は基準通りの設計料を請求しているが、実際の設計者には基準通りの設計料が支払われていない事例が多い。

民間工事は最低設計料の7割程度が多い。民間では、設計アイデアだけ盗む行為が横行している。大手10社が8割の仕事をしている。違法な外国人が多く設計をしている。

7) フィリピン

設計者選定は他国とほぼ同様

建築家法が非常に厳しい 調達法も厳しい しかし法適用に課題がある

例えば、建築審査会は定員3人に対して2人しかいない。

他の建築家団体があるが、UAPのみが建築審査会で認証されている。

設計料は3年前に規制から、推奨値になった。

設計料を規制にすると、若手が仕事を取れなくなるので、推奨値とした

その結果、かつては10%近くあった設計料が、2-3%に落ちてきた。シンガポールでも推奨値にしたら、設計料が下がった。

8) シンガポール

SIAは退会した会員に敬意を表明するため、退会しても名簿に残している。

政府が退任建築家の雇用を増やしている。

設計者選定は、かつては設計事務所の規模別にプロジェクトの大きさを決めていた。しかし、その結果、価格のみの選定となってしまった。また、小規模事務所は大規模プロジェクトを担当できる可能性が0になってしまった。また8割の仕事が2割の大規模事務所に寡占されていた。

2年間の政府交渉の結果、今年から模事務所が共同することで大規模プロジェクトに参加できるようにした。つまり、設計事務所経営において事務所規模を拡大するだけでなく、事務所の専門性を高めるという選択肢を与えたことになる。

殆どのプロジェクトは設計施工となっている。

そのため、コンペを実施すると1-5社が参加するが、参加費は支払われない。

建築家の宣伝は倫理規定で全面的に禁止している。

Pre-internship2年間、pre-employment3年間 実務教育を入れたが、必須にしなかったことで、学生は殆ど参加しなかった。学生の面接指導を入れたことで資格試験の合格率が4割から6割に上がった。

SIAでは、若手の設計事務所の経営指導にも力を入れ始め、今年から実際の訓練を始める

9) タイ

ASAの社会活動を充実させることで、建築家の社会的認識を広めようとしている。公共工事の設計者選定委員会の委員は公務員が主体で、専門家は1名しか規定されていない。

2017年に設計料規定（遵守義務有）が規定された。この規定には工事監理は含まれていない。工事費に対しての%で規定され、建物の複雑度3段階で規定されている。0.9%から5.1%。

設計者の選定はヨーロッパ建築家審査会（ACE）のQB規定を参考とすべき。

10) 中国

国民は建築家が設計した都市を必ずしも満足していない。開発が早すぎたというのも一つの理由。

中国には2万2千社が登録されているが、人口比では建築家が不足している。建築家の資格は、卒業後3年の実務訓練が必要。建築以外の他の学科の場合は5年。2015年に設計料のガイドラインを公表したが、最低限価格の強制はない。

建築家の労務費規定は日額最大4万元（約65万円）から2千元（約3万3千元）。給与差は20倍。日本の国土交通省の給与差は2.6倍。

設計の追加的業務は、設計料本体の%で規定され、各種業務は5%から50%の追加となる。省エネ関係の設計業務の比率は高い。また、BIMは20%から50%の追加業務となっている。

建築家のCPD教育をより充実させる方向で国は動いている。特に国際化が強調されており、各種国際委員会や国際会議に参加することがCPDの重要な項目となっている。

11) 香港

設計事務所を3分類し、プロジェクト規模を規定している。

一定規模以上（約30億円以上）の公共調達にはBIMとなった。

公共調達は競争を原則とするという方が2015年から施工され、設計料の最低限制度が廃止された。その結果ダンピングがおきている。

12) 日本

日本の最新状況として、建築士の労務費も含めた建設関連労務費の高騰を報告した。設計者選定については、公共工事における設計者選定の歴史と、日本独自の方式となるプロポーザル方式の概要と実態を説明した。

3. ACPD 協議事項

各国の発表を受けて、各国に共通の課題が多いというのが参加者全員の印象だった。各国が印象に残った事項は下記の通り。

- ・ 設計料最低限制度の有効性 会員がダンピングした時の懲罰規定があるべきか
- ・ 設計者選定の方式のよしあしをもっと社会に説明すべき
- ・ 協会の役割と会員の期待とが一致していない。協会は強制加入か。
- ・ プロジェクトが中断した時の設計料回収について協会はどのような対応ができるか
- ・ 地方自治体の登録制度について。バングラデシュは登録料がばかにならない。
- ・ 建築家が主の設計施工を求められている（ブルネイ）建築家が主人、施工者が奥様となっている。
- ・ 違法な設計者をどのように取り締まるべきか。
- ・ 外国人の設計者に対して、各協会はどのような対応をすべきか。
 - シンガポールでは外国人建築家と共同した場合は、協会に報告義務を課した。
- ・ 建築家登録機関との関係が重要（Regulatory board） 公共の保護だけでなく、会員と職業の保護という観点から共同が必要。
- ・ 建築家の領域にエンジニアが入りつつある。
- ・ 小規模事務所の専門性の強化
- ・ 建築家教育制度に経営を入れる必要がある。
- ・ 建築家の専門領域を進化させ、デザイナーからサービス提供者になるべき
- ・ クライアントの設計者選定を協会が支援すべきか。
- ・ 設計料の預託制度（エスクロー、デポジット等）が必要。
- ・ Cross Border practice の課題。何らかのルールが必要

会議の最後は、協議の結果、やはり建築家の社会的認識をいかに高めるかが重要という事を再認識した。各協会は職能の社会的地位をどのように上げるかを最大の課題として、今後も活動していく事を確認し、会議は散会した。

添付資料

各国発表資料